

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を育成就労実施者、監理支援機関及び業界団体等（以下、「育成就労実施者等」という）に強く求めるとともに、これに違反する育成就労実施者等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 鉄道分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、育成就労実施者等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 育成就労実施者等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 育成就労実施者等は、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、鉄道事業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 育成就労実施者等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 育成就労実施者は、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 育成就労実施者は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 育成就労実施者は、育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 育成就労実施者は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、適切な処遇を確保する。
11. 育成就労実施者は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 育成就労実施者等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引き抜きの自粛要請等への対応を含む。）を行う。
14. 育成就労実施者等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 育成就労実施者等は、本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。